

日進生誕 120 周年記念

市民公募事業補助金募集要項



「にっしん、再発見。～歴史も、今の魅力も～」



日進市市民生活部地域共生課

TEL 0561-75-1682 FAX 0561-72-4603

Email kyousei@city.nisshin.lg.jp

※本事業の予算については、今後、市議会の議決を要する事業です。

市議会での議決が得られない場合は実施しません。

日進生誕 120 周年記念市民公募事業 スケジュール

事前相談(要予約) 令和8年6月4日(木)～7月17日(金)

応募期間 令和8年7月2日(木)～8月3日(月)

補助金事業企画提案書の受付(地域共生課)

事前相談(要予約) 令和8年6月4日(木)から7月17日(金)まで

- ・募集要項の配布(窓口、ホームページ等)
- ・企画提案書の記載内容および補助対象経費の点検と確認

企画提案書受付 令和8年7月2日(木)

- ・提出は地域共生課まで(電子メールのみ)

応募締切 令和8年8月3日(月)

公開審査会 令和8年8月14日(金)

- ・補助金審査会による書類審査及び公開ヒアリング

採択結果の通知 令和8年8月21日(金)

- ・申請したすべてのコミュニティへ採択結果の通知(メール)

補助金交付申請 採択結果が届いてから、令和8年8月26日(水)まで

補助金交付決定通知 令和8年8月28日(金)

- ・補助金交付申請(コミュニティ)
- ・補助金交付決定通知(市)

補助対象事業の実施

事業の実施(令和8年8月29日(土)から令和9年1月31日(日)まで)

事業完了後の手続き

補助対象事業実績報告書等の提出(コミュニティ)

※事業完了後15日以内

補助金交付確定の通知(市)

補助金請求書の提出(コミュニティ)

補助金の支払い(市)

市民公募事業 終了

内容

1 目的	3
2 募集内容	3
(1)対象コミュニティ	3
(2)対象事業	3
(3)市が支援できる事項	3
3 補助金の概要及び申請に必要な書類	4
(1)補助金総額	4
(2)申請に必要な書類	4
(3)補助対象経費、補助金の考え方、留意事項	4
補助金額の考え方	5
4 採択予定事業数	5
5 申請方法	5
(1)事前相談(必須):地域共生課	5
(2)企画提案書提出(地域共生課)	6
6 審査	6
(1)日程等	6
(2)審査基準	6
7 採択結果	6
8 事業実施について	7
9 事業実績報告、補助金の交付、取り消しについて	7
(1)事業実績報告書	7
(2)補助金の交付について	7
(3)補助金の交付取り消し・返還	7
10 事業実施にあたっての留意事項	8

用語の定義

市民	市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等
市民自治活動	市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動
コミュニティ	住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団
補助対象経費総額	補助対象経費の総額
補助金額	補助対象経費総額から事業に伴う収入(参加費、チケット代、協賛金その他事業の実施に伴い得られる金銭等)を控除した額

1 目的

日進市は、2026年5月10日に日進村生誕から120周年を迎えました。

この節目を市民の皆さんとともに祝い、日進の歴史や魅力を改めて見つめなおし、未来へつなげていくため、市民団体等が主体的に実施する記念事業を募集します。

120周年事業では、キャッチフレーズ「にっしん、再発見。～歴史も、今の魅力も～」のもと、日進の120年の歩みをたどり歴史に触れる機会をつくる取組や、子どもたちをはじめ、多くの市民が気軽に参加でき、日進への愛着や誇りの醸成、地域のにぎわいづくりにつながる事業を広く募集します。

市民の皆さんならではの自由な発想による、魅力あふれる企画のご応募をお待ちしています。

2 募集内容

(1)対象コミュニティ

日進市内で市民自治活動を行うコミュニティ

(市民団体、NPO、大学、高等学校、中学校、小学校、サークル、学生団体、区・自治会、老人クラブ、子ども会、企業CSRなど)

(2)対象事業

コミュニティが「にっしん、再発見。」をテーマとした日進市内で行う事業で、次の①から③のいずれにも該当する事業

- ①日進生誕120周年事業の目的より、子どもたちを始め多くの市民が参加でき、歴史の再発見または新たな魅力の再発見、地域の活性化につながる事業
- ②広く市民を対象として実施される事業
- ③令和8年8月29日(土)から令和9年1月31日(日)までに実施される事業

次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・国、地方公共団体、公益財団法人等又は民間団体から他制度による補助、助成又は委託を受けている事業または受けることとなる事業
- ・事業の主たる活動が市外で実施される事業
- ・宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とした事業
- ・公序良俗に反しているもの。
- ・その他市長が適当でないと認めた事業

(3)市が支援できる事項

- ①事業実施に必要な日進市の公共施設の先行予約(3日分まで)※使用料は団体負担
なお、企画募集からイベント実施までの期間が短いため、企画書には、イベントを実施する希望場所及び希望日の優先順位を記載してください。
- ②公共施設へのチラシ及びポスターの設置依頼
- ③ホームページ、市民向けLINE配信等での参加者募集や事業の周知。

市が周知するには準備期間が必要なため、原稿をご準備のうえ、早めにご提出ください。その他、事業の進め方でご不明な点があれば、地域共生課にご相談ください。

3 補助金の概要及び申請に必要な書類

(1) 補助金総額

120 万円

募集した事業を審査し、日進生誕 120 周年事業にふさわしい事業から採択します。

1 事業当たりの補助金額の目安は30 万円とします。ただし、事業の応募状況や市長が必要と認める場合は、補助金総額120 万円の範囲内で30 万円を超えて交付する場合があります。

補助上限金額	1 事業当たり30 万円を目安。応募状況により上限金額の変更あり。
補助金額	補助対象経費総額から事業に伴う収入(参加費、チケット代、協賛金、その他事業の実施に伴い得られる金銭等)を控除した額
募集する事業	「にっしん、再発見。」をテーマとした、日進生誕120周年を記念した事業かつ、市民一人ひとりが気軽に参加できる機会を通じ、日進への愛着を育む事業

(2) 申請に必要な書類

①企画提案書・事業計画書(様式-01) ※事業内容を簡潔明瞭に記載してください。(最大5枚まで)

②収支予算書(様式-02)※積算根拠を詳細に記載してください。

③コミュニティ概要書(様式-03)

(3) 補助対象経費、補助金の考え方、留意事項

補助対象経費に含まれる支出	報 償 費	講師や通訳、出演など外部の専門家への謝礼等
	旅 費	講師等の交通費など
	需 用 費	事務用品、材料、資材、熱中症予防グッズ(飲み物含む)など消耗品の購入
	印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷費など
	役 務 費	原稿料、通信運搬に係る経費、保険料など
	委 託 料	駐車場警備費、会場設営費、看板設置費等(委託契約内容が確認できるもの)
	使用料及び賃借料	施設使用料、物品の賃借料、通行料金など
	その他経費	上記以外の経費で、特に必要と認められるもの
申請限度数	同一コミュニティにつき1事業まで	
その他	交付する補助金額は千円単位とし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てることとする。	

補助金額の考え方

- ・補助対象経費総額＝補助事業実施に係る補助対象経費の総額
- ・補助金額＝補助対象経費総額から事業実施に伴う収入を控除したもの

<補助対象経費の留意事項>

- ◆謝礼は外部講師に対する謝礼が対象です。運営スタッフへの報酬・人件費は対象になりません。
- ◆事業の実施上必要となる食材費については、需用費として補助対象経費に含めることができます。その場合には、収支予算書にその必要性を明記してください。
- ◆謝礼、旅費などは市場価格を参考に適切に積算してください。著しく高額な場合は積算根拠の資料を求める場合があります。
- ◆事業の周知については、市民向け LINE 配信・お知らせメール等を活用することができますので、原稿をご準備のうえ、ご相談ください。チラシ作成費等を最小限に抑えるなど、補助金の有効活用をお願いします。
- ◆交付する補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

<補助対象経費に含まれない経費>

- ◆運営スタッフの人件費
 - ◆ガソリン代(事業に要した費用とそれ以外の費用が明確に区別できないため)
 - ◆事業の実施に直接関係のない経費
(例)事務所の家賃や光熱水費、会員の親睦会費、定期会報の発行費用 など
 - ◆単価 30,000 円以上の備品購入費
 - ◆本来、参加者個人が負担すべき経費(参加費として徴収してください)
(例)事業の終了後、個人の所有となる教材費、材料費(ノート、色鉛筆等)、食事代(弁当、お茶等)など
 - ◆企画提案書等の作成費及び提出に係る費用
- ※補助対象経費に含まれるか判断に迷う場合には必ず事前相談をしてください。
※市が収支予算書を確認後に補助対象外経費とする場合もあります。

<企画を計画時の留意事項>

市のまつりや運動会の日(子どもを対象とする事業を行う場合)等、市の事業等と重ならないように事業計画を立ててください。市主催イベント会場で事業を行う場合はご相談ください。

4 採択予定事業数

審査結果の優れた事業から順に、予算の範囲内で交付決定します。補助対象経費及び補助金額については、審査結果を踏まえて事業詳細の調整を行ったうえで決定します。

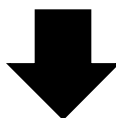
5 申請方法

(1)事前相談(必須):地域共生課

今回の提案募集に関して、企画提案書の記載内容および補助対象経費の点検と確認については必ず地域共生課に事前相談が必要です。(予約制)

(※対応できる職員に限りがあるため、必ず事前予約をしてください。)

期間	令和8年6月4日(木)から7月17日(金)まで
時間	午前9時00分から午後5時00分まで(土・日曜日、祝日を除く)
場所	地域共生課
内容	企画提案書、事業計画書、収支予算書の記入方法等の点検と確認



(2) 企画提案書提出(地域共生課)

期間	令和8年7月2日(木)から8月3日(月)まで
提出方法	・Eメール(kyousei@city.nisshin.lg.jp)まで 企画提案書等の提出翌日(土日祝を除く)までに地域共生課から受付完了メールが届かない場合にはお電話にてご連絡ください。

【注意事項】 事業計画書は A4 サイズ、縦最大5枚にまとめて記載し提出してください。

6 審査

(1) 日程等

審査日時	令和8年8月14日(金)
審査内容	公開審査会(書類審査・ヒアリング)
審査場所	日進市役所 南庁舎2階 第5会議室

※ヒアリング審査において、パワーポイント等を使用する場合には事前にお知らせください。

(2) 審査基準

審査項目	内容
(ア)テーマ該当性	「にっしん、再発見。～歴史も、今の魅力も～」のテーマに沿い、日進の歴史や現在の魅力を再発見できる内容となっているか。
(イ)実現可能性	実施体制、役割、スケジュール、予算等が具体的であり、事業を確実に実施できる見込みがあるか。
(ウ)公共性・公益性	広く市民が参加しやすい事業であり、地域への貢献や学び、つながりづくりにつながる内容となっているか。
(エ)独創性・新規性	団体の特徴を活かした工夫があり、日進生誕120周年事業として新しさや独自性があるか。
(オ)PR性・効果性	事業や日進の魅力を効果的に発信でき、実施後に地域や市民へ効果が期待できるか。

7 採択結果

令和8年8月21日(金)に、全市民自治活動団体へメールでお送りします。なお、採択結果はホームページでもお知らせします。事業が採択された場合は、補助対象経費及び補助金額の調整を行ったうえで交付を決定します。

8 事業実施について

採択後は、事業計画書等に沿って事業を進めてください。事業の周知チラシ・ポスターの作成時等は、地域共生課に原稿内容の事前確認(印刷前)をお願いします。

9 事業実績報告、補助金の交付、取り消しについて

(1)事業実績報告書

事業完了後15日以内に次の書類を地域共生課へ提出してください。

①補助対象事業実績報告書(日進生誕 120 周年市民公募事業補助金)

- ◆事業の成果を別紙にまとめる場合は、任意様式により A4 サイズ 1 枚までにまとめてください。
- ◆参加人数や実施結果などを記入してください。記載できない場合は、任意様式を添付してください。

②収支決算書(様式-04)

③支出の内容が確認できる資料(領収書の写し等)

補助金交付決定前の日付の領収書は補助対象外経費となります。

④事業の記録(事業の開催を周知したチラシ・ポスターと活動状況が分かる写真等)

⑤その他市長が必要と認める資料

【注意事項】

- ◆令和9年1月31日(日)までに事業を完了させ、実績報告書を提出してください。

(2)補助金の交付について

実績報告書等の内容を審査し、補助金交付確定通知書を送付します。その後、地域共生課に補助金請求書(指定様式)を提出していただきます。請求書の提出後、1月以内に補助金を振込します。

【注意事項】

(補助金の振込口座は、採択された団体名義の口座に限ります。代表者の個人名義口座等への振込はしません。)

- ◆代表者名と振込口座名義名にご注意ください。
- ◆団体口座を持っていない場合は必ず、金融機関にて口座開設をしてください。

(3)補助金の交付取り消し・返還

次のいずれかに当てはまるときは、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還していただくことがあります。

- ① 虚偽の申請をしたとき
- ② 補助金の運用又は補助対象事業の実施方法が不相当と認められるとき
- ③ 主要事業が実施されないなど事業が中止されたとき

10 事業実施にあたっての留意事項

(1) 補助金について

- ・当事業は令和8年度の日進生誕120周年に合わせた補助金事業となります。翌年度以降にも事業継続を希望される場合には申請コミュニティにて運営を継続してください。
- ・当事業は、コミュニティが考える「にっしん、再発見。」を支援するための補助事業となります。補助対象事業で利益を出すことはできません。
- ・当事業は市からの委託事業ではなく補助事業となります。事業実施において発生した、事故、トラブル等は申請コミュニティにおいて解決してください。市が発生した損害を補償することはありません。

(2) 法令遵守

- ◆事業の申請、実施等においては、遵守すべき法令等はコミュニティが責任をもって把握し、必ず法令等を遵守してください。
- ◆補助事業のため収集した個人情報、外部に漏れることのないように適切に管理してください。なお、収集した個人情報は本人の了解を得ることなく、補助事業以外の事業に活用はできません。

(3) 事業(講座等)に関する申込み・問合せ等の窓口は、申請コミュニティとなります。

(4) イベント実施場所について

- ◆なお、企画募集からイベント実施までの期間が短いため、企画書には、実施を希望する場所及び希望日の優先順位を記載してください。
- ◆施設の利用状況により、場所や日時が希望どおりにならない場合があります。

(5) 提出書類について

- ◆提出書類の作成及び提出等に必要な費用は、コミュニティの負担となります。
- ◆提出された書類は、返却することができません。
- ◆提出された書類等については、個人情報その他非公開情報を除き公開されます。

(6) 市民向け LINE 配信における参加者募集や事業の周知

- ◆市民向け LINE 配信に配信希望する場合
LINE を使用して募集案内を通知するには、通知予定日の 2 週間前までに地域共生課イベントチラシと一緒に原稿を提出していただく必要があります。
なお、LINE 配信は毎週火曜日と金曜日に行います。

【注意事項】

- ・配信予定日の 2 週間前までに原稿が提出できない場合は、利用できません。

(7) 著作権について(注意事項)

- ◆データ等引用の際には、出典元を明らかにするとともに、楽曲・画像・動画等の著作物の使用については法令に抵触することのないよう関係機関等にご確認ください。
- ◆著作物の映り込み(例:服に描かれたキャラクター等)についても法令に抵触すること

のないよう、関係機関等にご確認ください。

(8)チラシやポスター等を作成する場合及びプレスリリースする場合について

- ◆チラシやポスターは「日進生誕120周年記念市民公募事業」と記載し、120周年ロゴを使用してください。



120周年ロゴA



120周年ロゴB

- ◆新聞やテレビの取材をうける場合には「日進生誕120周年市民公募事業補助金事業」であることを周知してください。

(9)市および報道機関による取材、撮影、SNS等での情報発信に協力してください。

また、参加者への事前説明および個人情報・肖像権への配慮を十分に行ってください。

(10)保険について

- ◆事業の内容に応じて、適切な安全対策を実施してください。
- ◆イベント等を実施する場合、必要であれば保険に加入する(保険料は補助対象経費に計上可)などの対応を実施してください。

(11)補助金の振込口座名について

- ◆請求書を提出する前に補助金振込先の金融機関口座名義について確認をしてください。金融機関口座名義に不備があると、補助金の振込ができない場合があります。

【良い例】

●●会 代表 日進 太郎 金融機関口座名義 ●●会 代表 日進 太郎
●●会 代表 日進 太郎 金融機関口座名義 ●●会 会計 愛知 花子

【悪い例】

●●会 代表 日進 太郎 金融機関口座名義 ●●会 代表 愛知 花子

【問い合わせ先】

日進市 市民生活部 地域共生課

TEL 0561-75-1682

FAX 0561-72-4603

Email kyousei@city.nisshin.lg.jp